

発達保障論における「ヨコへの発達」概念の変容

—全国障害者問題研究会の結成（1967年）前後の議論を手がかりとして—

森 和 宏

はじめに

発達保障論は1967年に結成された全国障害者問題研究会（以下、全障研とする）による研究運動の理論的支柱であり、戦後の障害児教育を支えてきた理念の一つである。全障研は障害の有無や程度にかかわらず、すべての人の発達は「共通のみちすじ」をたどり、またその発達は「無限の可能性をもつ」こと、そしてそのような発達を保障しなければならないことを主張した。これらを根拠として全障研は「発達保障はすべての人間の権利である」ことを提起し、教育・福祉・医療・労働など諸領域における障害児・者の権利保障に大きく貢献した。とりわけ教育においては、1979年の養護学校義務制実施を求める運動を展開するなど、「権利としての障害児教育」の実現を後押しした¹⁾。

本稿が取り上げるのは、以上のような発達保障論にみられる「ヨコへの発達」²⁾という発達観である。「ヨコへの発達」とは、能力が「ウエへのびる」のではなく、「ヨコへひろがる」ことを発達として捉える発達観のことを指す。発達保障論の源流は滋賀県の障害児施設である近江学園における実践・研究に求められるが、この「ヨコへの発達」概念も、近江学園において提起されたもので、1960年代後半以降使用された概念である。明確な定義こそ共有されていないが、発達段階や能力の高次化（いわゆる「タテ／ウエへの発達」）では捉えられない「幅広い『発達』のイメージ」³⁾を表現したものとして、大きくは以下の二つの内容を指すものとして用いられてきた⁴⁾。ひとつは、発達段階や能力が同じままでも、同じ能力を発揮できる場面や関係が広がるような変化を指すという点である。もうひとつが、発達段階の高次化が困難な重度障害児の「発達の無限の可能性」を示す概念であるという点である。とりわけ後者の考え方は、「ヨコへの発達」概念の提起から間もなく結成された全障研の権利保障運動の重要な根

拠にもなり、その意味で「ヨコへの発達」概念は発達保障論の「中核」であるという指摘もみられる⁵⁾。

これまで研究領域では扱われることの少なかった「ヨコへの発達」概念だが、近年になって研究が進展しており、とりわけ、「ヨコへの発達」概念の形成過程に関する歴史的研究が積み重ねられてきた。

垂髪⁶⁾は、近江学園とびわこ学園における「ヨコへの発達」概念の形成過程を両施設で中心的な役割を果たした糸賀一雄、田中昌人、岡崎英彦の三者を取り上げて検討した。重度障害児の実践との往還という視点から、第一には1950年代の近江学園での重度障害児の実践を通じて、糸賀らが障害児を「永遠の幼児」と捉える差別的な発達観を克服し、彼らの発達可能性に「共感」する「姿勢」や「まなざし」を獲得したことを明らかにした。次いで、糸賀らが1960年代に創設した重症心身障害児施設びわこ学園における重度障害児の実践を検討し、重症児たちの「内面」や「心」に寄り添う取り組みを通じて、「タテへの発達」が困難な重度障害児でも発達すること、またその発達には無限の可能性があることを三者が「ヨコへの発達」という言葉によって表現したことを指摘した。

筆者⁷⁾は、垂髪に代表される従来の研究が職員と子どもとの関係に主眼を置いてきたことに注目し、「ヨコへの発達」概念の形成過程について、子どもたちの「集団」との関連において改めて検討を行った。実践記録の分析を通じて、第一に、戦災孤児や軽度の障害児を含む初期の実践において、当時は「ヨコへの発達」という概念こそ無かったものの、能力や発達段階の高次化では捉えきれない子どもたちの成長や変化を捉える視点を職員たちが萌芽的に獲得していたことを明らかにした。第二に、1960年代以降の「発達保障」を志向した実践においては、子どもたちの集団活動や日常的な子どもどうしの関係性においてみられた成長から「ヨコへの発達」概念が提起されたこと、60年代後半には「ヨコへの発

達」の保障を重視した実践のなかで、多様な子どもたちが互いにかかわることをねらった集団編成が導入されたことを明らかにした。

以上のように、先行研究は近江学園やびわこ学園における「ヨコへの発達」概念の形成過程について多角的に検討し、職員たちが、子どもと教師、あるいは子どもどうしの関係のなかに発達段階の高次化では語ることでできない成長を認識し、「ヨコへの発達」として捉えようとしてきたことを明らかにしている。

他方で、先行研究には、一つの共通する課題が残されている。それは、1967年の全障研の結成後、1970年代にかけて「ヨコへの発達」概念が使用されなくなっていく過程について、その内実を明らかにすることである。「ヨコへの発達」の主唱者である田中昌人は、「ヨコへの発達」概念は「1960年代後半の貧困と差別を打破する実践の展開を目指して提起されたスローガン」であったと後年に述懐しており⁸⁾、また、上述の垂髪によれば1970年代以降はほとんどその用語を使用していないという⁹⁾。この点とかかわって、全障研の全国委員も務めた教育学者の加藤直樹¹⁰⁾は、「発達保障実践に寄与する研究の課題」として、「『ヨコへの発達』とやってきたものをどう考えるか」を改めて検討する必要を1990年代に提起している。加藤は、「ヨコへの発達」概念のある時期から「田中先生が明確に使わなくなった」ことを指摘しつつ、「発達の高次化」では捉えきれない子どもの変化について、「そういう変化を発達と呼ぶかどうかは論議があるとしても、あえて『ヨコへの発達』をめざすということが、発達保障の理論における用語として使ってみてもいいのではないかと思う」と述べる。以上のような加藤の提起からは、「ヨコへの発達」が主唱者である田中らにおいても、十分には深められてこなかった可能性が示唆される。垂髪の指摘も踏まえるならば、近江学園・びわこ学園において提起された「ヨコへの発達」概念は1970年代以降後景に退き、近年になって研究が進むまではその詳細について十分に議論されずにきた可能性があると言えよう。

そこで、本稿では、このような「ヨコへの発達」概念の変容の過程を、その舞台となったと思われる全障研の結成前後の議論を手がかりとして明らかにしたい。上述の田中や加藤の言葉を読むかぎり、「ヨコへの発達」概念を全障研や発達保障論の「中核」

とする見方を鵜呑みにすることはできない。むしろ、「中核」とされるほど重要な概念であったにもかかわらず使用されなくなっていくという一見矛盾した状況が生じていたように思われることに本稿は注目したい。「ヨコへの発達」が重要なものとして位置づけられつつ、他方では後景に退いていく過程を明らかにすることを通して、「ヨコへの発達」のもつ可能性と限界を検討することが本稿のねらいである。

以下、具体的には、第一節では、「ヨコへの発達」が、全障研の結成に至る過程を通して、人権概念と結びつけられる過程を明らかにする。次いで、第二節では、全障研の結成後、「ヨコへの発達」が運動における連帯を指す概念として使用されるようになったことを明らかにする。最後に、第三節では、運動における連帯を意味する「ヨコへの発達」が「集団の発達」として捉え直され、それを媒介として「発達の三つの系」という理論が提起される過程をたどる。

1. 人権思想としての「ヨコへの発達」

荒川智¹¹⁾の整理によると、全障研が結成された1960年代後半において、重度の障害児・者は「ほとんど無権利状態」に置かれていた。彼らは学校教育において「教育不可能」な存在として就学が認められず、多くは福祉施設からも入所を拒否されるなど、在宅のまま社会から断絶された状況にあった。また、青年期以後の生活や労働の場もほとんど保障されず、憲法が保障したはずの最低限度の文化的生活をする権利、幸福を追求する権利が顧みられることのない状況にあった。

そのような状況において、全障研は「その生存への権利を擁護し、その権利の実質をより豊かなものへと拡充していくこと」をめざして、「教育、社会福祉・社会保障等の分野」において、「発達する権利」の保障を要求した。このような発達保障論は、旧来の慈善的な、または社会効用的・社会防衛的な障害者対策を批判し、権利主体として重度・重症の障害児・者を位置づけ直そうとするものであった¹²⁾。

発達保障論における重要な発達観である「ヨコへの発達」概念は、先行研究において既に明らかにされているように、1966年に近江学園で提起されたものである。明確な定義はないが、「能力・発達段階

の「高次化」によって発達を捉えようとする従来の発達観に対して、(それを批判しつつ)「高次化」では捉えきれない子どもの変化を指す概念として使用された。また、とくに「タテへの発達」が困難な重度の障害児とかかわって、発達の「無限の可能性」をしめす概念としても使用され、重度障害児の発達権保障における重要な発達観と考えられた¹³⁾。

ただし、ここで注意したいのは、筆者がこれまでの研究で検討してきたように、1960年代後半に近江学園において提起された「ヨコへの発達」概念は、施設内で共に生活する子どもたちの変化や成長を細やかにまなざした職員たちの「気づき」をもとにして提起された概念だという点である。この点について、「ヨコへの発達」概念を提起した田中昌人も、「子どもたちの発達をいわば縦への発達というより(現場の中から出てきたことばですが)横への発達としてとらえる観点がでてきた(傍点は筆者)」、「実践的に確かめあわれていた(傍点は筆者)」と述べており、「ヨコへの発達」概念が「実践」や「現場」に即して提起された概念であったことを明らかにしている¹⁴⁾。すなわち、提起された時点において、「ヨコへの発達」はあくまでも職員たちのもつ「発達観」であって、教育権や発達権などの人権思想との結びつきは必ずしも自明ではなかった。そこで本節では、両者がいかにして結びついたかを、当時の議論に即して明らかにしたい。近江学園での「ヨコへの発達」概念の提起から間もなく、1967年8月に全障研が結成されるが、以下ではそこに至るまでの全障研の結成準備段階での議論を手がかりとする。なお、全障研が結成されるまでの経緯は、当事者であった田中昌人や清水寛によって既に明らかにされている。以下、基本的な経緯についてはそれらを借りながら、同時代の資料を参照し、「ヨコへの発達」と人権思想との結びつきを検討する。

全障研結成の直接の契機となったのは、1966年1月に行われた「日本教職員組合第一五次・日本高等学校教職員組合第一二次合同教育研究全国集会」の「心身障害児教育分科会」において、後に全障研の委員長も務める清水寛(当時、東京教育大学院生)が「新しい民間障害児教育研究団体をつくろう」と呼びかけたことである¹⁵⁾。同年の7月には「心身障害児教育研究運動をすすめる会、第一回世話人合宿会」が開かれ、具体的な結成準備の動きが進められていくが、この7月の合宿会では、「主として就学

猶予・免除されている子どもたちを全面発達させる実践理論を討議し、そこからでてくる発達保障の立場をきずいていくこと」を「共通の課題」として確認したと田中は述べている¹⁶⁾。

この点とかかわって、当時の障害児、とくに障害の重い子どもたちの「発達」をめぐる状況をおさえておく必要があるだろう。田中の記述に「就学猶予・免除」とあるように、当時、障害の重い子どもたちの多くは、就学猶予・免除の制度によって、教育を受ける権利が保障されていなかった¹⁷⁾。そのような実態を支えていたのが、(重度)障害児たちの発達可能性(とそれに紐づけられた教育可能性)を否定する論理であった。たとえば、戦後の知的障害児教育において主導的な役割を担った三木安正でさえ、「自他の心的交流がほとんど行われないような白痴とか強度の痴愚とかは、結局、学校教育の対象とはなし得ないのである」と述べる¹⁸⁾など、重度障害児に対するこの種の発達・教育否定論は戦後の特殊教育、とりわけ知的障害教育に対して広範な影響を与えていたと考えられる。

そのような状況のなか、9月に開かれた結成準備会では「徹底的に障害者の側にとって必要な諸権利を守り、創造し、保障していくことが必要である」との目的が表明され、「権利保障」が中核に据えられることとなった¹⁹⁾。また、同準備会では、清水が以下のように述べていることにも注目したい。

障害児の発達の無限の可能性の法則性については、コトバとしてではなく、理論と実践の統一の中で自らのものとしなければならない。それには、現場のすぐれた教育実践の理論化の作業や、障害児教育における過去の教育遺産の批判的継承・発展の作業も又欠くことのできない重要な課題である。²⁰⁾

つまり、この準備会において、障害児の権利保障を研究会の目的として据えることが議論され、そのためには根拠となる「障害児の発達の無限の可能性」が明らかにされる必要があった。発達を否定する論理によって障害児の権利が侵害されているとき、それを逆手にとるように障害児の「発達可能性」を主張することは、当時の思潮に対する抵抗運動として大きな意味を持った。そしてこの点において、「ヨコへの発達」概念が「発達の無限の可能性」を示す

概念としてしばしば使用されてきたことを踏まえれば、「現場のすぐれた教育実践の理論化」の一つとして「ヨコへの発達」概念が寄与した可能性は低くないだろう。

9月の準備会での議論の詳細については明らかではないものの、12月に行われた結成準備委員会主催の「第二回障害児（者）教育研究集会」では、田中の発達保障論、とくに「ヨコへの発達」の考え方が全国の参加者へと提起された。清水はそのときのことを振り返り、「実践の中から創造されつつあるこの新しい人権思想と科学理論に強い共感を抱くとともに、私たちの研究運動が果たすべき大きな課題とその未来における豊かな実り」を感じたと述べている²¹⁾。補足すれば、「新しい人権思想」とは、同じく清水が「『発達する権利』（以下、『発達権』と略す）という用語・規定（法令）は、わが国の現行憲法およびその下位法には存在しない」と述べるように、これまでにはなかった権利概念であるという意味で「新しい」ものである。そして、それはまた「学習権」や「知る権利」、「環境権」などと同様に、「発達権」を「新しい基本権」の一つとして位置づけていく必要を主張するものであった²²⁾。ここで清水は「ヨコへの発達」というよりも発達権思想全般について述べているが、次のようにも述べていることから、「ヨコへの発達」が「発達権」の基盤となったことがうかがえるだろう。

……障害を負いながらも、能力・人格の発達の可変性がより早く、より著しいとも言える障害乳幼児童のみに固有な権利として主張されたのではなく、重篤・重症の障害者を含め、広く、その人間的生存・発達を実現していくことがより困難な状態におかれている国民にとっての新しい権利概念としての普遍性を獲得しつつあるのである。²³⁾

つまり、「発達の可変性」が見出しづらい「重篤・重症の障害者」をも含めた普遍的な新しい権利概念として発達権を捉えており、その主張において、重度の障害児の発達可能性を示すものと考えられた「ヨコへの発達」概念は大きな意味を持ったと考えられる。

以上のように、当時の障害児の発達をめぐる状況を背景としながら、「ヨコへの発達」は新たな「人

権思想」の基盤として全障研では位置づけられることとなった。「発達保障」ということばが近江学園において提起されたのは1961年のことだが、全障研以後の展開に通ずる「発達保障論」として成立したのはこの「ヨコへの発達」の提起、あるいは「ヨコへの発達」の無限性を根拠とした発達権思想の登場によるものと考えられる。したがって、その意味において、確かにこれまで指摘されてきたとおり「ヨコへの発達」は発達保障論の中核ということもできよう。ただし、ここでは「ヨコへの発達」の「ヨコ」という点が十分に吟味されたというよりも、「発達可能性」という点に力点が置かれている点には注意が必要だろう。

また、もう一点注意しておきたいのは、「ヨコへの発達」概念は単に発達権保障思想の根拠としてのみ捉えられていたわけではないということである。全障研結成大会の基調報告においては、以下のような指摘が見られる。

……発達の可能性の把握は限定可能論であってはなりませんし、観念的に無限論を論じるものであってもならないのです。ヨコへの発達を達成するためには、いかに吟味された構成であっても、一人に一つの集団しか保障されていなければ、その人は貧困化するものであり、……一人の人に質的に異なる複数のものが保障される必要があるといわれ、その方法も討議されだしています。²⁴⁾

このように、当時は「ヨコへの発達」を実践においていかにして達成しうるかという点からも議論が積み上げられようとしており、「研究運動」の対象として「ヨコへの発達」は全障研の結成段階において重要視されている。しかしながら、「討議されだしています」という表現にもあるように、その成果が理論として広く共有されていたわけではなかった。近江学園での「ヨコへの発達」の提起から間もなく全障研が結成され、いまだ「ヨコへの発達」概念については「討議」の途中段階にあることを田中は指摘するが、次節以降を先取りするならば、この「実践の中の理論」としての討議は十分に深められることがないまま、全障研としての運動は展開していくように思われる。この点は、「はじめに」で示した加藤が「発達保障実践に寄与する研究の課題」

として改めて「ヨコへの発達」への注目を促したように、加藤の問題意識にも連なっていると考えてよいだろう。

2. 「ヨコへの発達」における新たな意味の付与

全障研の結成に伴って、発達権思想の基盤として位置づけられた「ヨコへの発達」だが、全障研の結成は「ヨコへの発達」にもう一つの新たな意味を付与することとなった。そのもう一つの意味を探る手掛かりとなるのが、1967年の全障研結成当時の『全障研会報』にみられる田中昌人の次の記述である。

『ヨコ』への発達は自由度の大きさだけを強調しがちである。しかしそれと同時に、その大きさが強さをもつためにはみえない厚い壁を破っていく作業に連帯する方向性が必要である。その時、各自が強大な力を獲得する。このように『ヨコ』への発達における質的転換を問題にできたのはことしの取組みの大きな成果である。²⁵⁾

やや抽象的な表現だが、「自由度」という言葉は全障研結成大会の基調報告でも次のように使用されている概念である。

発達はたとえば、獲得した操作のしかたが高次化するという、ひとつの方向へのびるだけでなく、獲得した操作のしかたを、志向的に、豊かな自由度をもっていく、いわば横への発達を必然的に内包しているのだということも討議することができました。²⁶⁾

ここから明らかなように、「自由度」とは「タテへの発達」では捉えきれない「ヨコへの発達」の豊かな広がりを表現したものだと考えられる。近年の研究も含めて従来共有されてきた「ヨコへの発達」概念の内容を指し示す表現と言ってもよいだろう。そして、以上二つの引用を踏まえれば、そのような従来考えられてきた「ヨコへの発達」とは異なる事象が、「ことしの取組み」を経て、つまり1967年時点においては意味されるようになっており、そのことを田中は「質的転換」と述べているわけである。

では、その新たな意味とはどういうものだろうか。田中の上記の記述に即せば、「みえない厚い壁を破っていく作業に連帯する方向性」の変化ということになる。田中は同じく全障研内部で配布された『全障研会報』の紙面において、「『ウエ』へのびるのが発達だとおもわされるみえない厚い壁」と記述している²⁷⁾。要するに、発達を「ウエ／タテ」でしか捉えられない狭隘な発達観こそが「厚い壁」であり、そこからの脱却が必要だと田中は言っていることになる。ただし、ここだけであればこれまで通りの理解と相違はない。重要なのは、田中が「多勢の力を結集して厚い壁に立向うとき、連帯が一層強まる、あるいは「厚い壁を破っていく『ヨコ』の方向に力強く結集していく」と言うように、「ヨコ」という言葉を運動に取り組む人たちの連帯・結集を指す概念としても使用していることである。このことを翌1968年には田中はより明確に表現している。

全国の仲間とつながりをもった組合を選んだのだということが言われており、自分たち自身のつながり、つまり「ヨコへの発達」が必要だということが正しく提起されています。²⁸⁾

つまり、運動を進めていく仲間との連帯やつながりの強化といった、運動団体としての発展・発達もまた、「ヨコへの発達」として認識されるようになったのである。「ヨコへの発達」における「ヨコ」とは、そもそもは子どもたちの能力や発達段階の高次化といった「ウエ／タテ」方向の変化に対して、同じ発達段階にあっても能力を発揮できる場や関係が豊かになっていくような子どもたちの「ヨコ」方向への変化を示す表現であった。それがこの時点では、運動や組合などにおける「ヨコ」のつながり、「ヨコ」の連帯という意味へと「質的転換」を遂げたというのである。そして、これが冒頭でも指摘した田中が言う所の「1960年代後半の貧困と差別を打破する実践の展開を目指して提起されたスローガン」としての「ヨコへの発達」概念のもう一つの使用であると思われる。

このような変容の直接的な理由は管見の資料からは見出すことができないが、大きな背景として二点を指摘することはできるだろう。ひとつは、文字通りの運動の拡大が求められたことである。前節で明らかにしたように、全障研は「権利保障」を目的に

据えた点に特徴があり、その意味において運動の拡大、連帯の強化は必要不可欠な要素となる。そのなかで「ヨコへの発達」を自分たちの運動の「ヨコ」のつながりをつくっていくための、まさに田中のいう「スローガン」として使用したとしても決して不自然ではない。そして、もうひとつは、障害児の発達保障において社会変革を重要視する視点がみられることである。この点については、全障研の結成準備会では次のような主張がみられる。

しかしながら、政府の社会保障政策の欺瞞性と、教育の軍国主義化、反動化が激しい今日、これらの矛盾をまともに受けている現場の教師や障害児とその父母の要求に答える研究体制はいまだ、十分に、正しく組まれているとは云えないのではないか。²⁹⁾

また、結成大会基調報告では、「これは決して関係者の個人的良識だけでは解決できないのであって、価値基準を変革していく運動を基盤に、障害をうけている人の要求を組織化していく中で果たされていくのだということがくりかえしいわれてきています」との主張がみられる³⁰⁾。以上のように、個人の発達だけを追い求めるのではなく、社会変革を考えることの重要性を田中は繰り返し強調している。このような田中の考え方も、運動を展開する仲間の連帯を「ヨコへの発達」と捉えることに関連していると考えてよいだろう。

以上のように、全障研の結成を機に「ヨコへの発達」は運動団体としての発展・発達という新たな意味をもつようになった。そして、その意味内容を象徴するかのように、この点は田中だけが指摘するところではなく、他の全障研会員にも広く共有されていた。例えば、全障研新潟支部の代表を務めた金田利子は、「子どもの発達保障と公害根絶運動の統一を」という論考のなかで、次のように述べている。

障害者の立場に立つことは、まず自らのもつとも苦しんでいる問題から逃げることなく、それに真正面から取り組んでゆくことであり、そのことが何よりの連帯になるであろう。更に障害者の要求と私たちの要求とを結合させて、ともに運動をすすめるとき、真の運動になるであろう。

……

この運動に、私たちが積極的に立ちあがったのは、「公害もんだい—障害児もんだい—自らのもんだい」というつながりをつかみ、私たち自身のヨコへの発達をかちとることができたからだといえる。³¹⁾

また、金田のような支部・サークルで中心的な役割を担った人物以外にもこのような認識は共有されていた。第3回大会報告集においては、冬季学習会に参加した一人の学生会員のエピソードが紹介されている。学生会員の言葉として、「特にこの冬季学習会に参加して『横への発達は単に障害者の成長、発達だけでなく、私達の発達、サークルや職場、地域、日本民族の発達…』とまで発展する考えは、ほんとうにすばらしいことだと思いました」と記載されており³²⁾、上述してきたような「ヨコへの発達」を社会変革、あるいはサークルや職場の改善、ひいては地域や日本民族の発達にまで敷衍する発達認識が鮮明に描かれている。

全障研の結成前後の数年の間で、「ヨコへの発達」を運動団体の発展・発達として把握し、またそのような発達を障害者の発達から、職場・サークルの改善、地域・日本民族の発達へとという大きな連関構造のなかで把握する認識が成立していたことが窺える。そしてこのような認識は決して田中ら全障研の中心人物だけでなく、末端の会員の水準でも浸透していたと推察される。

以上のように、1967年を契機として「ヨコへの発達」には運動団体としての発展・発達という新たな意味が付与され、それは全障研内で広く共有されていたように思われる。ただし、「付与」としたように、これは従来の意味では全く使用されなくなったということの意味するわけではない。1967年時点で田中は「付与」でなく「質的転換」という言葉を使用しているものの、1967年以降にも従来の意味での「ヨコへの発達」の使用は続いており、「転換」というよりも、新たな意味が「付与」されたと考えるのが妥当なように考えられる。たとえば、1969年に雑誌『教育』に掲載された「全国障害者問題研究会のあゆみと課題〈1〉」という報告では、「外界を取り入れ、つくり変え、外界を変革していく力が、質的に一段高い次の段階へ進むという上向だけでなく、ヨコへの発達を取り組むことが大切です」との

記述がみられるなど、もともとの意味での「ヨコへの発達」が重要だ、との議論は依然として各所に見受けられる³³⁾。

ところが、いずれの場合も「ヨコへの発達」を「発達の無限の可能性」を指すものとして、あるいは「ウエ／タテ」ばかりの発達観を克服するものとして、その重要性を指摘する議論に終始している。言い換えるならば、前節でもみたように、「ヨコへの発達」を保障するための実践理論などについては、このころからほとんど言及はみられなくなっていくというのである。この点についても直接的な理由は明らかではないが、「ヨコへの発達」概念が提起された現場である近江学園での田中昌人の状況の変化については指摘しておきたい。

即ち、田中が近江学園の実践から離れがちになったということである³⁴⁾。田中は1968年に『夜明け前の子どもたち』というびわこ学園を扱った映画の撮影に取り組んでいたが、その過程で、4月に東京での編集から帰ると園内組織としての「研究部長」を理由もなく、解任されていたという。また、年度最初の総員会議の場で研究報告と研究課題の提起ができたのは1969年のみで、学園の報告書である『近江学園年報』の編集委員も第一二号の途中から外されるなど、1960年代の終わりにかけて、田中は近江学園の実践から明らかに距離を置いていた。1969年3月には「近江学園のこれからの任務と体制を考えるために」と題して6つの報告をまとめるかたちで、職員会議において実践の総括と課題の提示を行ったが、園長である糸賀一雄が亡くなり、学園の移転が決定していた当時の状況では、「限定された受けとめ」しかなかったという。そして、このときの困難について田中は以下のように述懐する。

当時生じた研究上の困難さは、特に近江学園の石部町への移転であった。私は『夜明け前の子どもたち』の撮影と上映が進んだら、知的障害がある場合、一人ひとりにおいて集団的基礎として質の違う複数の集団活動をどのように柔軟にしかも自由度高く発展的に保障したならば、他面的な志向性のある交換性の高まりがみられるか、その基礎となることを生活年齢に注意を払いつつ追求していこうとしていた。³⁵⁾

「志向性のある交換性の高まり」は「ヨコへの発達」を言い換えた田中の用語であるから、「ヨコへの発達」概念の更なる検討を近江学園の実践において予定していたことがわかる。しかし、それにもかかわらず、実践の観察やそれによる検討が不可能になってしまったと田中は述べている。

また、史料による裏付けが十分ではないものの、田中はこの移転について、「近江学園が滋賀県によって大津市南郷町から甲賀郡石部町に『普通の施設』になることを求められて移転させられたのは一九七一年九月のことであった」こと、そこでは「当時の滋賀県によって発達保障をめざす取り組みは認めないことが根回しされていた」ことを回想しており、不本意な形で近江学園の移転が決まり、そのことによって「発達保障」について実践を通して検討する機会が失われてしまったことを明らかにしている³⁶⁾。もちろん、近江学園や田中に限定されることなく、全障研の全体で「ヨコへの発達」への討議が行われていたと考えると、これだけで全容を把握することはできない。しかし、「ヨコへの発達」が近江学園の実践を通して提起された概念であることを踏まえれば、1970年代に田中が近江学園から離れたことによって、「ヨコへの発達」概念、とりわけその実践理論について十分な議論がなされなかった可能性はあるだろう。そしてそうだとすれば、そのことがやはり「はじめに」で述べた加藤の課題意識につながっているのだと考えられる。

3. 「ヨコへの発達」から「集団の発達」、「発達の三つの系」へ

続く1970年代においては、上述したように「ヨコへの発達」概念そのものが使用されなくなっていく。ただし、ここでも「ヨコへの発達」という言葉によって議論されていたことがそのまま消滅したわけではなかった。先取りになるが、とくに前節で示した運動団体としての発展・発達に関する議論は1970年代以降いっそう深められることとなる。本節では、田中昌人が全障研の機関誌である『みんなのねがい』で1970年から73年にかけて連載した「講座発達保障の道を力強くすすもう」を中心に、当時の田中の議論に即して、新たに付与された意味が「集団の発達」として深められる過程、またそれを媒介として「発達の三つの系」が提起される過程を検討

したい。

「講座 発達保障の道を力強くすすもう」は全十九回にわたるが、前半は「発達侵害の道」として、障害児者の（発達の）権利侵害をもたらしている日本社会の状況について、詳細に分析が行われている。本稿で注目したいのは、続く「発達保障の道」とされる部分である。第八回では「基本的人権を守り、平和と民主主義を実現していく統一運動の前進が全面発達を保障していく基盤になる」との小題が付され、1970年に京都府に創立された与謝の海養護学校について、創立にいたるまでの要求運動の過程を取り上げて議論をしている。そのなかで、田中は「大切にし、ふかめたい」観点として、障害児の「要求をもとに」「組織の団結で」「差別にたちむかい」「権利の獲得とかかわった発達の事実にもとづいて」、という四点を取り上げている。そして、この点について、以下のような田中は述べる。

「要求をもとに」「組織の団結で」「差別にたちむかい」「権利の獲得とかかわった発達の事実にもとづいて」「義務教育無償」の原則を実現していく方向が民主政府の発展と結合してすすむ中で、このように障害者・父母・関係者・教育委員会・民生労働部の人たちは認識をかえ、それぞれの集団の、そして全体としての集団の発達を獲得しているのです。与謝の海養護学校をつくりそだてているこうした一連の運動からわたしたちは“統一戦線の力量が全面発達を実現していく条件をつくる”ことを深く知りました。³⁷⁾

このように、学校の設置運動にかかわったアクターたちの「団結」や一連の連動を、「集団の発達」として田中は捉え直している。言うまでもなく、これは前節で「ヨコへの発達」のもう一つの意味として、主として60年代後半に取り上げられていたものと一致している。前節では「ヨコへの発達」のもう一つの意味として検討したが、先行研究でも指摘のあったように、「ヨコへの発達」という言葉自体がそもそも1970年代以降にはあまり使用されなくなっていく。その端緒として、1970年の時点で田中は運動のアクターたちの連帯を、「ヨコへの発達」ではなく、「集団の発達」として捉え直し、深めようとしていた。「ヨコ」から「集団」へと表現が変わったこと

を象徴するように、「ヨコへの発達」においては自団体を中心とする運動における「ヨコ」の人間関係が想定されていたが、ここでは、運動団体にかぎらず、「集団」の射程は父母や教師に至るまで、より広くとられている。

つづく講座の「第九回」から「第十二回」では、田中は1969年度の近江学園の実践を取り上げている。筆者のこれまでの研究によれば、この時期の実践は「ヨコへの発達」を明確に志向した実践だと考えられるが、講座において田中は「集団と個人が内的に結合して発達を実現していく」と題し、ここからも「集団の発達」について深めようとしている。

この事例において興味深いのは、「集団の発達」の指す内容である。田中は、実践をめぐる指導者の意見の対立について、「指導者集団がお互いの意見を語りあい、意見の相違を尊重する」ことによって、「教育実践をめぐる意見の不一致が生じたわけですが、集団の団結を獲得する方向で、民主的な内部規律をもつための前進をすることができた」ことを指摘している³⁸⁾。そして、「このときのとりくみは、わたくしたちに集団の発達という系のあることを改めて教えてくれました」と述べ、民主的な職員集団の形成を「集団の発達」として認識している³⁹⁾。運動団体の発展・発達という意味での「ヨコへの発達」が、「多勢の力」「結集」など運動の（「ヨコ」への）「拡大」を示唆するものであったのに対して、ここでの「集団の発達」では集団内部の問題に焦点が当たっている。

さらに、田中はこの「集団の発達」について、「集団の発達の系をとりだして問題提起しましたが、それがひとつの系としてそれだけであるのでは」なく、「個人の発達の系と内的に結合しているのだ」ということをわたしたちはいくつもの事例で知りました」と述べ、それぞれの発達の系の連関に言及する⁴⁰⁾。第十二回ではこの点を深めるかたちで、「全面発達の実現は集団と内的に結合した発達の保障が基本になる。それを「基本権」として保障していくことがこれからの課題である」と題し、与謝の海養護学校や近江学園の事例を通して検討したことを以下のように総括している。

しかしなお発達を個人の発達の系としてだけとらえがちであるという弱さをもっていました。しかしここに発達には個人の発達の系と

集団の発達の系、それに与謝の海養護学校づくりの運動にみられるような社会体制の発達の系という独自に追求しなければならない三つの発達の系があることをしりました。

……

きわめて重要なことは各系の内的連関性を追求して、そこを力強いものにしていかなければ各系の独自性も明らかにならないということです。いわば三つの系の内的結合系の中に全面発達の事実がつくりだされていくのです。⁴¹⁾

ここで、「与謝の海養護学校づくりの運動にみられるような社会体制の発達の系」が指すのは、1970年度の京都府の「児童福祉行政の方針」に「府といたしましては『すべての子どもの生活と権利を守り、全面発達を保障する』ことを基本として児童福祉対策を推進しております」とあるように、社会運動の側だけでなく、行政においても「発達保障」が掲げられたことを直接には指している⁴²⁾。ただし補足すれば、背景には蛭川虎三を知事とする革新府政が、1960年代後半以降に共産党と政策的に協調することが多くなり、共産党が府議会で70年に大きく勢力を拡大したことがあるだろう。この点は、田中の「七〇年代の民主府政は、資本の論理に従属したところは決してでてこない“発達保障”にとりくもうとしています⁴³⁾」という指摘からも推察されるところである。

このように、集団を媒介として、個の発達を社会体制の変革へとつなげようとする考え方は、当時の社会における全障研運動の位置を考えれば重要であったと思われる。つまり、講座の前半で展開された「発達侵害」を引き起こしている日本の社会状況を克服するために、このような立論は重要な意味を果たした。たとえば、田中は当時の文部行政を批判しつつ、次のようにも述べる。

とくに中央児童福祉審議会、中央教育審議会のうちだしてきている「障害、能力、特性、発達に応じた教育」という考えかたが個人を尊重するようにみせかけつつ、そのじつ、集団の発達の系を解体し、事実として個人の発達の系を窮乏化して、体制の系から民主主義をうばっていいているときであるだけに、集

団の発達の系の重要性を強調しつつ、三つの系の内的結合系をつよめる実践にとりくむことは発達を保障していく上できわめて大切なことであると考えます。⁴⁴⁾

こうして、「ヨコへの発達」、とりわけ運動団体としての発達の意味が「集団の発達」として深められることによって、また与謝の海養護学校などの事例を通じて「個人の発達」「集団の発達」「社会体制の発達」の連関が把握されたことによって、1971年に「発達の三つの系」という理論が提起された。それはすなわち、「集団の発達の系」の提起によって、「ヨコへの発達」が使用されなくなっていくということでもある。他方で、「タテへの発達」に対する「ヨコへの発達」という意味は必ずしも消失したわけではないが、第一節でも述べたように、そこでは「発達の無限の可能性」へと力点が移っていくように思われる。そして、第二節で述べたように、近江学園の移転などを背景として、実践理論としての「ヨコへの発達」は十分に議論されることのないまま、「はじめに」で示した90年代の加藤の問題提起へとつながっていくのではないだろうか。

おわりに

本稿での議論を簡潔にまとめてみたい。「ヨコへの発達」概念は、近江学園において「ウエ／タテへのびる」ことばかりを発達として捉える発達観を乗り越えるものとして提起された。障害児の発達可能性を否定する思潮が根強かった当時において、「ヨコへの発達」は発達否定論を覆すインパクトをもち、新たな「人権思想」である発達権思想の基盤として1967年の全障研の結成段階において位置づけられた。そこでは「ヨコへの発達」の意味そのものは変わっていないものの、重度障害児の発達可能性がしばしば強調された。

全障研の結成は、「ヨコへの発達」にもう一つの新たな意味を付与した。1967年に田中は「ヨコへの発達」を運動における仲間どうしの「ヨコ」のつながり・連帯を強化することを意味する概念としても使用するようになった。「権利保障」を目的とする以上、運動の拡大や社会変革重要な課題である。そのような背景をもちつつ、「ヨコへの発達」概念は運動団体としての発展・発達を意味するようになっ

た。他方で、近江学園の移転などを背景として、実践を通しての検討の機会が十分に確保できなくなったこともあり、1970年代には実践理論としての「ヨコへの発達」に関する議論は停滞する。

そして1970年代に入ると、田中は運動団体としての発展・発達という意味での「ヨコへの発達」を、集団内部の規律や民主化をも含んだ「集団の発達」という概念で捉え直すようになった。さらに、これをもとにしつつ、「集団の発達」を媒介として個の発達と社会体制の変革を連関構造において把握する「発達の三つの系」という理論を提起した。「ヨコへの発達」概念は一方では「集団の発達」へと発展し、もう一方では、「発達の無限の可能性」と置き換えられることによって、使用されることが少なくなっていく。結果として、全障研結成時に討議されていた「ヨコへの発達」と実践とのかかわりなどについては、未発の可能性として残されることとなったのではないだろうか。

以上のように、「ヨコへの発達」は発達権思想の基盤となり、また全障研運動のスローガンとして運動の展開にも寄与するなど、確かに発達保障論の展開を大きく支えた重要な概念である。他方で、運動の拡大・進展に伴って意味を変容させていったことで、当初議論されようとしていた「実践の中の理論」としての可能性が十分に深められることはなかった。ここまでの議論を踏まえれば、「はじめに」で述べた加藤の問題意識は、この過程で十分に深められることのなかった実践とのかかわりなどについて、改めて検討し直すことを要請するものだったと言える。

この点にかかわって、全障研運動の主要な運動の一つでもある養護学校義務化推進運動にかんする議論などをみると、「ヨコへの発達」をめぐる議論は十分に位置づけられないままだったように思われる。むしろ、そこでは、与謝の海養護学校での実践の成果や、あるいは日教組の教育制度検討委員会では指摘された共同教育論などが基盤だったのではないだろうか。近江学園が1970年代に全障研の運動・実践において後景に退くなかで、発達保障実践を導く理論がいかなるものだったのかを検討することは今後の重要な課題の一つである。

また、第三節で示した「発達の三つの系」の提起は、田中が「全面発達にはこのように集団の発展、個人の発達、社会体制の進歩といった三つの系があ

ります」と述べたように、「全面発達」の思想として発達保障が位置づけられるようになったことも意味している。個の発達を集団の発展、社会体制の変革との連関で論じる「全面発達」の思想は、障害児教育に限らず、その後1970年代の教育学の主流派を形成した議論と重なる。そのような発達を軸とした教育学の成立に、障害児教育における発達保障論（狭義の発達保障）がいかに寄与し、またその過程においてどのような変容がみられたのかを明らかにすることも今後の重要な課題となるだろう。

註

- 1) 荒川智「発達保障とは何か」 越野和之・全障研研究推進委員会編『発達保障論の到達と論点』全国障害者問題研究会出版部、2018年、20-22頁。
- 2) 他にも「ヨコの発達」「横への発達」など表現にはいくつかのバリエーションがみられるが、本稿の記述では原則として「ヨコへの発達」に統一する。
- 3) 丸山啓史「発達保障とはどういうことか？」丸山啓史・河合隆平・品川文雄『発達保障ってなに？』全国障害者問題研究会出版部、2012年、24頁。
- 4) たとえば、土岐邦彦「タテへの発達とヨコへの発達」茂木俊彦編集代表『特別支援教育大事典』旬報社、2010年、748頁。
- 5) 河合隆平「書評 田中昌人監修／「要求で育ちあう子ら」編集委員会編『近江学園の実践記録 要求で育ちあう子ら 発達保障の芽生え』全国障害者問題研究会『障害者問題研究』第35巻第3号、2007年11月、78頁。
- 6) 垂髪あかり『近江学園・びわこ学園における重症児者の「発達保障」—〈ヨコへの発達〉の歴史的・思想的・実践的的定位—』風間書房、2021年。
- 7) 森和宏「近江学園における『ヨコへの発達』概念の再検討—実践における集団編成に着目して—」日本教育学会『教育学研究』第88巻第4号、2021年12月、92-103頁。
- 8) 田中昌人「2つの問題提起をうけて」人間発達研究所『人間発達研究所通信』第30号、1990年11月、11頁。
- 9) 前掲、垂髪『近江学園・びわこ学園における重症児者の「発達保障」』、239頁。
- 10) 加藤直樹「発達保障実践に寄与する研究の課題」人間発達研究所『人間発達研究所通信』第29号、1990年9月、15-16頁。
- 11) 前掲、荒川「発達保障とは何か」、20頁。
- 12) 清水寛「発達保障運動の生成と全障研運動」田中昌人・

- 清水寛編『発達保障の探求』全国障害者問題研究会出版部、1987年、236-239頁。
- 13) 前掲、垂髪『近江学園・びわこ学園における重症児者の「発達保障」』、7-9頁。
 - 14) 田中昌人「障害児の発達をどう保障するか」小川政亮編『障害者と人権』時事通信社、1974年、142頁。
 - 15) 清水寛「全障研運動の創造—「全障研」結成準備会時代から第三回全国大会まで—」全国障害者問題研究会編『全障研三十年史』全国障害者問題研究会出版部、1997年、587頁。
 - 16) 田中昌人「障害者問題の本質」部落問題研究所『部落問題を全国のものに—第1集：第17回全国部落問題夏期講座報告—』1968年、100頁。
 - 17) 当時の実態については、藤本文朗「障害児の教育権保障の実態と運動—未就学障害児を中心に—」荒川勇・平原春好・伊藤幸恵・清水寛・藤本文朗・田中昌人『「権利としての障害児教育」試論Ⅰ』（日本教育学会『教育学研究』第36巻第1号、抜刷合冊）1969年7月、38-49頁など。
 - 18) 三木安正『特殊教育』金子書房、1952年、90頁。
 - 19) 清水寛「6. 教育学の立場から」、「全国心身障害児教育研究会」結成準備会編『全障研ニュース』第1号、1966年9月、3頁。
 - 20) 同上、5頁。
 - 21) 前掲、清水「発達保障運動の生成と全障研運動」、236頁。
 - 22) 同上、238頁。
 - 23) 前掲、清水「全障研運動の創造」、628頁。
 - 24) 田中昌人「全障研結成大会基調報告」（前掲、『全障研三十年史』、734頁）。
 - 25) 田中昌人「新しい出発」全国障害児者問題研究会『全障研会報』第1号、1967年9月、2頁。
 - 26) 前掲、田中「全障研結成大会基調報告」。
 - 27) 前掲、田中「新しい出発」、1頁。
 - 28) 田中昌人『障害児・者の発達保障をかちとるために—映画『夜明け前の子どもたち』の製作運動から学んだもの—』全国障害児・者問題研究会東京支部、1968年（大泉溥編『日本の子ども研究—明治・大正・昭和— 第13巻 田中昌人の発達過程研究と発達保障論の生成』クレス出版、2011年、680頁を参照した）。
 - 29) 前掲、清水「全障研運動の創造」、621頁。
 - 30) 前掲、田中「全障研結成大会基調報告」。
 - 31) 金田利子「子どもの発達保障と公害根絶運動の統一を」日本教職員組合教育文化部『教育評論』第252号、1970年10月、39頁。
 - 32) 全国障害者問題研究会編『全障研大会報告集 第3回』1969年11月、24頁。
 - 33) 全国障害者問題研究会東海ブロック「全国障害者問題研究会のあゆみと課題<1>」教育科学研究会『教育』第19巻第6号、旬報社、1969年5月、98-107頁。
 - 34) 田中昌人「全障研の結成と私の発達保障論」（前掲、『全障研三十年史』）1997年、564頁。
 - 35) 同上、565頁。
 - 36) 同上、561頁。
 - 37) 田中昌人「講座 第八回 発達保障の道を力強くすすもう」前掲、『みんなのねがい』第8号、1970年12月、55頁。
 - 38) 田中昌人「講座 第九回 発達保障の道を力強くすすもう」全国障害者問題研究会編『みんなのねがい』第10号、全国障害者問題研究会出版部、1971年2月、57頁。
 - 39) 田中昌人「講座 第十一回 発達保障の道を力強くすすもう」前掲、『みんなのねがい』第12号、1971年4月、61頁。
 - 40) 同上、60頁。
 - 41) 田中昌人「講座 第十二回 発達保障の道を力強くすすもう」前掲、『みんなのねがい』第13号、1971年5月、55頁。
 - 42) 同上、56頁。
 - 43) 同上、55頁。
 - 44) 田中昌人「講座 第八回 発達保障の道を力強くすすもう」前掲、『みんなのねがい』第8号、1970年、60頁。